

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、満濃町土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業（区画整理・かんがい排水事業）高屋原地区）計画を変更することについて平成19年11月26日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町土地改良課において平成19年12月11日から平成20年1月7日まで縦覧に供する。

平成19年12月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀